

日本統治期台湾における墓制への施策 ——台南地域の公報から探る——

植野弘子*

The Policy of Burial System in Taiwan under Japanese Rule: Examination Based on Official Gazettes of Tainan Region

UENO Hiroko*

東アジアで急速に進んだ少子化は、親子の相互関係に変化をもたらし、親の死後においても、親子の間にこれまでとは異なる祭祀、追慕あるいは断絶のあり方を生んでいる。こうした時代においても、人が亡くなれば、その遺体を葬ることは、家族が行うのは当然のこととされる。死者の霊をまつことは、社会的あるいは伝統的規範によってその子供などに対して求められても、行わないという選択はある。けれども、遺体は何らかの形で処理されねばならない。こうした際の公的な規制が、変化する葬送や祭祀のあり方といかに絡むかが、今の時代を生きる人々にとって現実的な課題である。しかし、日本では、葬送や墓制に関する法律や行政の施策が、社会変化に追いついていないといえよう。

対して、台湾においては、葬送・遺骨の処理に関する急激な変化に関して、法的な規制が改められ、行政による変化を進める広報活動も活発であり、「脱墳墓化」ともいうべき動きとなっている。過去においては、「死」の処理に対する施策は、日本統治期に大きな変化を迎えた。異なる慣習をもつ植民地統治者による変革は、様々の軋轢を生んだが、それは、現在の台湾の葬儀・骨の処理のあり方を考える上で、社会の経験として無視できないものである。そこで、日本統治期に起こった骨の処理の場である墓地の変化について、まずは先行研究をもとに概観し、さらに台南地域の公報から日本統治期の墓制に関連する施策を示す資料を紹介して、現代の変化を考察するための参考として呈したい。

* 東洋大学アジア文化研究所客員研究員；Visiting Researcher, Asian Cultural Research Institute, Toyo University / e-mail: uenohi107@gmail.com

I 日本統治期の葬墓制の変化

日本統治期台湾の葬送・墓制の変革に関しては、楊國柱の論文「日據時期台湾的殯葬管理與殯葬文化改革（日本統治期台湾の殯葬管理と殯葬文化改革）」（『北縣文化』72, 2002）が、全般的に論じた早期の研究である。この論文の書かれた背景とともに、その内容を紹介し、日本統治期の葬送と墓制の変化を整理する。

「殯葬」とは、「殯」は棺を安置すること、出棺することを指し、「葬」は、葬る（ほうむる）ことを意味している。前者は、日本語でいうなれば、「葬送」である。後者は、かつては第一義としては「埋葬」を指していたが、現代の台湾では、「火葬」のみならず、「樹葬」「花葬」のように、多様な葬り方が現れている。

当該論文は、発刊当時に台湾で行われていた「殯葬改革」を順調に進めるために、日本統治の50年間に、殯葬用地に対していかなる規制がなされ、また殯葬施設（墓地・火葬場）がいかに廃止・移転されたかを検討する必要があるとしている。

以下、当該論文の記述の紹介である。

清朝政府は、墓地管理については、放任政策をとっていた。日本による植民地統治開始後、墳墓の設置場所の制限、「公墓」（公共墓地）以外での埋葬の禁止、衛生上の観点からの「殯葬」に関わる施設の廃止や移設が、推進されていった。

1895年、日本による台湾統治が始まり、1896年4月台湾総督府条例によって民政が施行され、総督府訓令第三十二号「墓地及埋葬管理規則」の発布により、以下のことが定められた。つまり、従前の墓地の区画を確定し、これを許可する。但し、衛生上問題があるものは、墓地を部分的あるいは全体的に廃止する。且つ、公的機関が許可した墓地及び火葬場以外では、埋葬・火葬することは認められないとされた。

墓地・火葬場の位置に関して、1896年から1944年までの間に、総督府や地方庁が発布した関連する法令など17例の検討から、以下の指摘ができる。つまり、墓地と火葬場の場所については、民家・飲用水源・河川・道路・駅・公園から離すべき最低距離が定められている。また、伝染病による死者に対しては、指定の場所に埋葬することとされ、伝染病用墓地のない地区では、衛生上問題のない場合は普通の墓地に埋葬してもよいが、早急に適当な場所を選定するようにとされている。1906年には、台湾総督府令第八号「墓地火葬場及埋火葬取締規則」が発布され、墓地・火葬場の位置が台湾全体に規定される¹⁾。

墓地・火葬場の廃止・移転に関して、1896年から1928年までの法令など14例を検討し、

1) 府令では、墓地の新設・拡張に際しては、管轄庁に願い出て許可を受けるべしとされ、墓地の新設・拡張の制限が定められ、「街、庄、社ノ共同経営」とすることになり、墓地は公的な管理下にあるものとなった。本府令については、胎中[2008:66-67]が取り上げ解説している。

以下の点が考慮されたといえる。第一点は、衛生上、適切ではない状況である。人々の暮らす街、居留地の付近にこれらの施設があれば、衛生面とともに景観上もふさわしくないとされた。第二点は、市街の発展による土地利用の調整である。たとえば、台北公園を作るのに合わせて、墓地を移転している。第三点は、その他の要因として、地形の変化、水道工事、また無制限に埋葬が行われる状況があり、これらに基づいて墓地・火葬場の廃止・移転が行われている。しかし、伝統的風俗習慣が、墓地の廃止や移転を順調に進めることができるか否かの鍵となり、統治者も有効な措置を執り得ず、各種の制度改革の道のりには困難が伴った。

日本の統治下では、公共墓地が整理規格化されるだけでなく、法令が定められ、相当厳格に執行された。台湾の土地利用面積における墓地面積比率は、1920年には1.5%であったが、1930年には1.0%、1940年ならびに1947年には0.9%になった。

日本統治期には、「殯葬」管理は、主として公衆衛生に基づくものであった。新たな制度と葬儀の改革の実施によって、風水に基づいてよい方向を求めることも、公共墓地内に限って行われるものとなった。公共墓地以外での埋葬は非常に少なかった。しかし、日本統治終了後には、国民党政府は、比較的緩やかな「公墓暫行条例」の規定を採用し、公共墓地が設置されていない地域では、自由に埋葬することを暫定的に許可し、さらに殯葬施設を離すべき距離も明確に規定されなかった。墓は、無秩序に公共墓地以外にも作られることとなり、殯葬儀礼は煩わしく浪費的なものとなっていった。1983年になって、比較的厳格な「墳墓設置管理条例」が制定された。

今後の台湾においては、日本統治期を参考にして、伝統文化習俗の陋習から脱却するのみならず、公衆衛生以外にも景観や都市開発などの必要性に留意して、新たな殯葬改革に取り組むべきである。

以上のように、当該論文は、日本統治期に行われた「殯葬」に関する変革のうち、特に墓地と火葬場に注目して、その後の経緯をも概観し、今後の改革に際して、日本統治期の施策を参照すべしとしたものである。1983年に施行された「墳墓設置管理条例」は、中華民国における墳墓に関するはじめての法律であり、主管機関、公墓・私墓の定義、墳墓の設置・管理が定められ、民間の葬儀組織に対する指導、喪葬施設の長期改善計画が謳われている。しかし、その後の社会の変化から、葬送や墓制に関する新たな法的規制や行政の施策が求められている状況下で、この論文は構想、執筆されたといえよう²⁾。

2) 当該論文が刊行された年、2002年に「殯葬管理条例」が施行された。この条例では、殯葬施設については、環境保護との適合、継続的経営、殯葬方式の多元化などを図るとしている。殯葬サービス業に対して、許可制の設立がなされ、サービスの生前契約に際しては、費用の一部を信託とすることが定められた。2012年に改正がなされ、殯葬施設の継続的維持、殯葬に関する安全な消費の保障を図るとして、殯葬サービス業者の業務や信託財産運用について、より厳しい規定が加えられた。

II 日本統治期台南における墓制への施策

日本統治期に起こった墓地めぐる動きを、台南地域を中心にみていくこととする。台南は、17世紀初期より中国大陸から漢民族の移動が大量に行われてきた地域であり、台南市は、清朝期には、長きにわたり台湾の政治・経済・文化活動の中心地であった。また、台南市には、「南山公墓」と称される墓地があり、17世紀半ばから始まるとされるその長い歴史と変遷は、研究上も注目を集め、また現在は、その「整理」が社会問題にもなっている。台南地域における墓地の変化は、台湾全体の変化を知る上でも、検討の価値があるといえよう。

1 台南地域の墓制に関する施策資料と法令

(1) 台南地域の地方行政と公報

日本統治期の墳墓に対する地方行政の取り組みについて、行政単位が出す法令、告示などから検討していく。日本による統治が始まった直後には、地方の行政区分は、短期間に編成替えが繰り返され、台南地域に置かれた「台南縣」も、その範囲は編成替えごとに異なっていた。1901（明治34）年に「二十庁制」となり、台南地域には台南庁と塩水港庁が設けられ、さらに1909（明治42）年に「十二庁制」に編成替えとなった。台南庁には、現在の高雄市の一部が含まれ、現在の台南市の嘉義縣近接地域は嘉義庁に属していた。その後、1920（大正9）年に、台湾の地方行政区分は「五州二庁」となり、台南州は、現在の台南市、嘉義市、嘉義縣、雲林縣を含むものとなり、日本統治終了時まで、この範囲が維持された。

上記の行政単位の公報については、国立台湾図書館のデジタル資料「台湾学電子資源（国内外台湾学研究資料庫）」にある「日治時期図書影像系統」と「台湾政経資料庫」に収録されている『台南縣報』、『台南庁報』、『台南州報』を閲覧した。『台南縣報』は、1896（明治29）年から発行されているが、収録されている号は一部であり、全体を把握することは困難である。1898（明治31）年の第75号は確認でき、その後、1900（明治33）年2月の第185号まで続いていたが、3月より新たに第1号となり、9月30日の第73号まで収録されている。その後、台南庁設立とともに、公報は『台南庁報』となり、1901（明治34）年11月23日に第1号が発刊され、1912（明治45／大正元）年8月7日に第763号に至る。そして、改元により、新たな号数となったものと考えられるが、8月11日発行号は第4号となり、1920（大正9）年8月24日まで、524号が発行される。『台南州報』は、1920（大正9）年9月1日に第1号が発刊され、1944（昭和19）年12月30日発行の第3058号までを確認できる³⁾。

上記の公報において、墳墓に関する規制については、目録に「墳墓整理」「墳墓改葬」「墳

3) 1942（昭和17）年7-12月、1943（昭和18）年1-3月発行分は、収録されておらず、確認できていない。また、1945（昭和20）年発行についても未確認である。

墓地公用廃止」「墓地新設許可」などと記されており、こうした記事を、逐一確認することとした。

(2) 台南における墓制に関する法令

台南地域では、死者の取り扱いについて、早くは1896年7月に台南縣令第一号「死亡者届出方」が定められ、届けがなされない場合には罰則が付されており、統治開始早々に「死」に対する公的な管理がなされていることがわかる。その後、1903年には、台南庁による庁令第十号「埋火葬取締規則」が定められて、埋葬・火葬をする際にも、また遺体を殮置する際にも届けが必要とされている。

1906年3月に、台南庁令第六号「墓地火葬場及埋火葬取締施行細則」が公布される。これは、同年2月に発布された府令第八号に基づくものであり、墓地の新設・拡張に許可が必要であるとしている。同年11月に、訓令第二十八号として「墓地火葬場及埋火葬取締規則施行手続」が定められ、1914年に台南庁令第三号によって、改葬、洗骨などの一部が改正される。台南州設立後には、1921年に台南州令第十九号「墓地火葬場及埋火葬取締施行細則」が公布され、同時に訓令第三十六号として「墓地火葬場及埋火葬取締ニ関スル取扱手続」が定められている。その後、1923年に台南州令第三十五号「墓地火葬場及埋火葬取締細則」が公布され、同時に訓令第五十五号として「墓地火葬場及埋火葬取締細則取扱手続」が定められた。

2 墓制への規制

公報にみえる墳墓への規制は、1916（大正5）年3月4日の台南庁告示第十四号（『台南庁報』第237号 大正5年3月4日発行に収録。以下、庁報237 T5.3.4）における墳墓地の公用廃止が確認できるものとしては最古であり、1944（昭和19）年10月29日の台南州告示第七百十号（州報3022 S19.10.29）の墳墓改葬が確認しうる最後のものである。この間、継続して墓制への規制は行われたが、以下にその内容、特徴を整理して提示する。

(1) 墳墓への規制の概要

墳墓への規制が明確に現れる最初の資料は、1917（大正6）年の台南庁令第一号であり、以下のように記されている（庁報302 T6.3.22）。

左記墳墓地内ノ墳墓有縁者ハ大正六年四月二十一日迄ニ改葬スヘシ
若シ右期間ニ改葬セサルモノハ無縁ノ墳墓ト看做シ官ニ於テ適宜処理スヘシ
前項ノ改葬ハ改葬着手前有縁者ヨリ所轄区長ヲ経テ庁長ニ届出ツヘシ
大正六年三月二十二日 台南庁長 枝 徳二

続いて、対象となる墳墓地が挙げられており、「坐落」（所在地）、「地番」、「甲数」⁴⁾が記されている。墓の所在地は、24ヶ所の庄に及び、地番の土地は202筆、総面積数56.9727甲である。同年には、同様の墳墓改葬は、12回行われている。

庁令として出されていた墳墓改葬は、1924（大正13）年には「告示」としても出されるようになり、無縁の墓に対する処理も、庁令の「官ニ於テ適宜処理スヘシ」が、「土地所有者ヲシテ適宜改葬セシム」に替わっている（州報305 T13.2.19）。さらに、1925（大正14）年には、「土地所有者ヲシテ」の文言もない記述が現れ、その後、この形式のみとなった。「令」としてだされる墳墓改葬は、1925（大正14）年5月26日の州令（州報416 T14.5.26）が最後であり、その後は、墓地の公用使用廃止の州令が、1927（昭和2）年に5件出された。庁令・州令としてだされるのは、台南庁あるいは台南州が管理するものであり、その土地の地目も「墳墓地」となっている。しかし、「告示」で改葬の対象となる土地の地目の多くは、「畑」、「原野」あるいは「田」であり、墳墓地とは限らない。これらは、「官」が「令」をもって対応した墳墓改葬とは異なることに留意せねばならない。

改葬の対象となる土地については、土地の地目が示され、1924（大正13）年からは、対象となる墳墓数も記されるようになっていく。しかし、改葬の期間が、ほぼ1ヶ月であることは、共通している。

1回の庁令・州令や告示で示される規制の対象となる墓地の筆数や墳墓の数は、一定ではなく、1筆の土地のみのこともあれば、1000筆を超える場合もある。また、1筆に存在する墓が1基であることもあれば、5000基を超えるもの（州報1422 S12.10.1）もある。このため、特定の年に発せられた庁令・府令あるいは告示の件数からは、墓地の整理が盛んに進められたか否かを知ることは難しい。しかし、ある程度の傾向性を推し量ることは可能である。最初に墳墓改葬が本格化した1917（大正6）年には12件の庁令を確認できるが、その翌年と翌々年は各1件のみであり、1923（大正12）年までは年ごとの件数は1桁である。しかし、1924（大正13）年は24件となり、1931（昭和6）年までは、毎年50～70件近い告示を数えることができる。その後は、1941（昭和16）年の60件を除いては、年ごとにほぼ10～20件台であるが、この頃には、1件の告示で挙げられる墳墓改葬の対象となる地点の筆数、墳墓数が総じて多くなっている。

また、1件の告示が、ある地域を特定して改葬すべき墳墓を挙げることが多く見られる。たとえば、1942（昭和17）年の台南州告示第二十七号（州報2344 S17.1.18）には、「左ノ地域内ニ存在スル墳墓ハ土地整理ノ為改葬ノ必要アリ」として、2月18日までに改葬しないものは、無縁墳墓と見なすとある。この対象地は、北門郡西港庄（現、台南市西港区）であ

4) 1甲は、約0.9699ヘクタールである。

るが、ここは筆者がかつて長期のフィールドワークで滞在した場所である。この告示には、全体として1192筆の土地地番と約2500基（資料の一部が不鮮明のため、確定不能）の墳墓数が記載されているが、「土地の所在」として挙げられている地名からみると、西港庄の全域を網羅している。西港庄は、それまで墳墓改葬の対象とはなっておらず、この告示に合わせて初めて全域で改葬の是非が検討されたものと考えられる。土地の地目のほとんどは「田」であり、「墳墓地」はない。1筆にある墳墓は、多くが1～2基のみであり、こうした墓もが改葬の対象として調べあげられている。墳墓の規制に対する台南州の強い意図がみえるところである。

(2) 墳墓への規制の背景

前項(1)で取り上げた、1917年の台南庁令第一号において改葬対象とされた墓地が、改葬期間終了後にどうなるかは、庁報の同じ号の以下の「公告」の内容が物語っている（庁報302 T6.3.22）。

公 告

左記第一地方費区所属ノ土地ハ競争入札ニヨリ売却ス入札希望ノ者ハ其実地ヲ調査シ且ツ入札心得書、無縁墓移転心得書、契約書案、私下廢墓地一覽簿等承知ノ上来三月二十九日午後一時左記指定ノ場所ニ入札書ヲ差出スヘシ即時開札ス ……

このとき、改葬すべき対象とされた墓地は、すべて入札競売の対象となっていた。1917（大正6）年に出された12件の庁令で改葬の対象となった墓地は、いずれも競売の対象であった。1918年、1919年にもこうした形での墳墓改葬・入札が1回ずつ行われたが、入札を伴う墳墓改葬は、1920（大正9）年1月23日の庁令（庁報480 T9.1.23）に基づくものを最後になくなっている。

墳墓改葬の令や告示の説明には、「土地整理ノ為メ」が常套句として使われている。これ以上の説明がなされることはほとんどないが、1927（昭和2）年から1930（昭和5）年にかけては、嘉南大圳の水路用地となるためという説明が見られる。また、1936（昭和11）年には、嘉義郡において「飛行場設置ノ為メ」として改葬が告示されている（州報1171 S11.3.25）。さらに大きな社会問題となったのが、1928（昭和3）年5月1日の台南州告示第九十八号である（州報145 S3.5.1）。改葬の理由は、「御大典記念事業「グラウンド」建設ノ為メ」であり、台南市の南門外墓地の墳墓9758基が対象となった。しかし、この事業は、反対運動によって着手されることはなかった⁵⁾。

それぞれの時代の土地利用の必要性によって、墳墓の整理が行われることは、以上の例か

らも明らかである。

(3) 他地域の墳墓改葬情報

庁報や州報に、他地域一台中州、高雄州などの墳墓改葬が、告示や公告において掲載されていることは、こうした情報をいかに共有すべきとされていたかを考える必要性を喚起するものである。

最も初期のものは、1920（大正9）年の『台南庁報』第483号の公告において、台北庁下の一カ所で墳墓改葬がおこなわれるので、「若期間内ニ改葬セラルモノハ台北庁ニ於テ適宜処理スヘキ旨同庁ヨリ通知アリタリ」とある。

他地域の墳墓改葬の紹介がどのようにして公報に掲載されるようになったのかは、現在は不明であるが、こうした情報の交換が、台湾全体として必要とされる状況であったことは推察し得る。他地域の情報は、その地域の行政府から連絡が来るものであり、1924（大正13）年の告示に多くをみることができ、1925年以降も台南州の墓地に関わる告示と同数ぐらいに多いこともあった。また、その地域も台湾に止まらず、朝鮮京畿道（州報 185 S3.9.29）、北海道石狩郡（州報 677 S7.4.21）、新潟市（州報 677 S7.4.21）、岡山市（州報 730 S7.8.23）、樺太敷香郡（州報 880 S8.11.25）などの改葬が告示されている。こうした墓地改葬の情報を、より広範に多くの人々が共有すべきとする観念の存在、またそうしたシステムが「帝国日本」のなかに築かれようとしていたのかについても、検討の価値はあろう。

しかし、1934（昭和9）年以降、こうした他地域の情報は、州報に記載されることがなくなっていった。

過去の公報に掲載された内容から考察しうるものには、大きな限界がある。庁令・州令や告示の内容が、実際にはどのように執り行われたか、人々がどのように受けとめたのかを知ることには、困難がつきまとう。しかし、こうした公的な規制・施策が墓のあり方を変えていたことも、また間違いはなかろう。1980年代に、筆者のフィールドとなった村の周辺には、1942年の告示にあった数ほどの墳墓は存在していなかった。「土地整理で墓がなくなった」という話は聞いていたが、その実態、また施策・規制の内実を、筆者は把握しきれていなかった。日本統治期の台南地域における墓地整理の施策の約30年間の動きを、広範な地域を視野にいれて追ってみると、人の死に関わる国家の重みを再認識せざるを得ない。公報から読み取れるものに加えて、さらに何を解明していけるのか、今後の課題である。

5) この経緯については、胎中 [2008:119-150] において論じられている。

[付記] 本稿は、JSPS 科研費 JP18H03607 の助成を受けたものである。

参 考 文 献

胎中千鶴

2008 『葬儀の植民地社会史——帝国日本と台湾の〈近代〉』 東京：風響社.

台南庁

1901-1920 『台南庁報』 2021年12月10日アクセス.

台湾学電子資源整合查詢系統（国立台湾図書館）<https://1pc216.ntl.edu.tw/ntlhyint/home.jsp>

台南縣

1896-1900 『台南縣報』2021年12月10日アクセス.

台湾学電子資源整合查詢系統（国立台湾図書館）<https://1pc216.ntl.edu.tw/ntlhyint/home.jsp>

台南州

1920-1944 『台南州報』 2021年12月10日アクセス.

台湾学電子資源整合查詢系統（国立台湾図書館）<https://1pc216.ntl.edu.tw/ntlhyint/home.jsp>

楊國柱

2002 「日據時期台灣的殯葬管理與殯葬文化改革」『北縣文化』72: 38-50.

植野：日本統治期台湾における墓制への施策